



出前講座 「ストップ悪質商法」

消費者トラブルに巻き込まれないために、この講座で対処法を学びましょう。

▼日時 10月24日(金)午前10時～正午 ▼会場 市役所大会議室 ▼講師 市消費生活相談員 ▼主催 市消費者の会 ▼申込期限 10月20日(月) ▼申込・問合先 市消費者の会 井田 ☎48・2739 市役所経済課 商工・観光 G 内線262

10月は 飼い主マナー向上推進月間

ペットと楽しい生活を送るために、近所の方や動物の苦手な方に配慮してペットを飼うことが必要です。

◎犬等のふんの放置は禁止

守谷市ポイ捨て等防止に関する条例により、犬等のふんの放置を禁止しています。ふんの放置は、道路を通行する方などが不快な思いをします。ふんの中に寄生虫や病原菌がいた場合、ほかの動物が臭いをかいだり、触ったりすることで病気が広がってしまいます。

散歩の際は袋を持参し、散歩中にふんをしたときは、必ず持ち帰りましょう。

◎犬の放し飼いはやめましょう

「散歩」と称して「放し飼い」をしている飼い主がいます。普段はおとなしい犬でも、かみつきたり、飛びかかったりして、他の人にけがをさせる可能性があります。

犬を放し飼いでいると、交通事故や放浪犬にされるなどで飼い犬がけがをしたり、迷子になったりすることもあります。飼い犬が家の敷地から自由に出ないようにしないため、ドアに柵を設置するなどの工夫をしましょう。散歩の際には、必ず引き綱(リード)を付けましょう。

◎犬の鑑札・注射済票の装着は飼い主の義務です

「鑑札」「注射済票」の装着は、狂犬病予防法に「飼い主の義務」として規定されています。もし迷子になっても、札に書いてある市町村名と登録番号から飼い主を見つけることができますので、必ず首輪に付け

ましょう。

◎猫は屋内で飼いましょう

屋外は猫にとって危険がいっぱい입니다。また、ふん尿やいたずらなどで近隣とのトラブルになることもあります。

このような危険やトラブルを避けるために、猫は屋内で飼育しましょう。

▼問合先 市役所生活環境課 内線143・144



事業主(給与支払者)の皆さんへ

平成27年度から、給与所得に係る個人住民税は、原則特別徴収(給与天引き)で納めていただきます。

特別徴収の実施について、ご理解とご協力をお願いします。

▼問合先 茨城県市町村課 ☎029・301・2481 市役所税務課 市民税 G 内線205・207

道路改良工事

▽名称 平成26年度国補地活道第1号・平成26年度単道改第6号合併工事▽場所 百合ヶ丘地内▽時間 午前9時～午後5時▽期限 平成27年3月下旬予定▽請負者 (株)日田建設工業



▼問合先 市役所建設課 道路建設 G 内線257

大切な人を亡くした方の集い(グリーフケア)

家族を亡くされた方が、心の痛みなどを分かち合う集いです。

▼日時 10月27日(月)午後1時30分～3時30分 ▼会場 保健センター ▼定員 20人

▼参加費 無料

▼申込・問合先 保健センター ☎48・6000



子ども達の笑顔が輝く学校 ◆見学随時受付中◆

はるかぜ
つくば国際大学 東風小学校

守谷市百合ヶ丘一丁目 4808 番 15 TEL:0297-44-6771

☆確かな学力を確かにする学校
☆教育の4本柱を大切にしている学校

1.人間力 2.言語力 3.伝統文化 4.国際交流

入試期日 10/12 11/9 12/21

地域密着の塗装リフォーム専門店

お家の屋根・外壁塗り替え

大切なお住まいを塗装で守ります!



PROTIMES

プロタイムズ 茨城南店

0120-051-057

株式会社アール・ネット 守谷市けやき台1-8-2 プロタイムズ茨城南店

検索